

ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業 委託業務仕様書（公募型プロポーザル用）

1 仕様書の趣旨

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が、「ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業委託業務」の受託候補者（以下「乙」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルにおいて、公募型プロポーザルの参加者が企画提案書を作成するに当たり必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

「わたしたちが暮らし続けたいと思う地域」をコンセプトとするワークショップ等を通じて、将来の地域の担い手となる子どもたちが地域への定着やUターンを考えるきっかけづくりを行うとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者施策への子どもたちの意見を聴取する機会を確保することを目的とする。

3 業務実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の概要

（1）業務概要

「わたしたちが暮らし続けたいと思う地域」をコンセプトとするフィールドワーク及びワークショップ（以下「ワークショップ等」という。）を開催し、こども・若者が「これからも暮らし続けたい」、「また戻ってきたい」と思うことのできる地域にするためには、現状においてどのような課題があり、それをどのように解決すれば良いか議論してもらう。その結果をこども・若者の意見として取りまとめ、県への意見発表を行う機会を設ける。

（2）参加対象者

県内に居住または通学する概ね15歳から25歳のこども・若者を対象とする。（高校生、大学生または専門学校生等を想定）

（3）開催日数及び時間

- ・ワークショップ等 2回以上
- ・意見発表会 1回
- ・1回あたりの開催時間は、概ね5時間程度を基本とする。

（4）参加者定員

15名程度とし、参加者は原則、全てのワークショップ等と意見発表会に参加するものとする。

（5）開催場所

福島県の多様な地域の現状を知るため、フィールドワーク等は各回で異なる場所を選定し、地域に偏りがないようにすること。

（6）開催時期

土曜日、日曜日又は祝日に開催すること。ただし、高校や大学等の長期休業期間については、この限りではない。

(7) 事業全体のイメージ

	午前	午後
1回目 テーマA	・ワークショップ①	・フィールドワーク① ・ワークショップ②
2回目 テーマB	・フィールドワーク②	・フィールドワーク③ ・ワークショップ③
3回目 意見発表会	・資料作成、発表準備	・意見発表会

5 業務の詳細

(1) ワークショップ等の実施内容に関する企画

ア テーマの設定

本業務のコンセプト「わたしたちが暮らし続けたいと思う地域」を踏まえ、県内各地域の地域課題や特性、地域資源等に着目し、ワークショップ等の各回でテーマを設定すること。

＜必須テーマ＞ ※1回以上必ず設定すること。

○福島県の特徴ある仕事について探求し、若者にとって魅力ある働く場の確保について考える。

・フィールドワークの例

先端技術を有する企業、情報技術を活用した場所にとらわれない働き方を行う企業、ワーク・ライフ・バランスを重視している企業 等

＜その他テーマの例＞

○若者支援（ユースセンター、こども食堂等）

○移住（若手移住者、地域おこし協力隊OB・OG等）

○空き家（空き家バンク等）

○震災復興（ホープツーリズム等）

イ フィールドワークの実施内容の企画

身近な地域資源を探求し、地域の魅力を再認識することで、ワークショップでの議論をより具体的なものにするため、テーマを踏まえたフィールドワークを実施すること。

なお、参加者が県内各地から公共交通機関を利用して参集することを想定し、集合・解散場所は参加者の負担が少ない場所とすること。また、集合・解散場所と会場間の移動については、マイクロバスの利用など効率的な移動手段を検討すること。

ウ ワークショップ等の実施スケジュールの作成

ワークショップ等の具体的な実施スケジュールを作成すること。

スケジュールの例①

10:00～11:30	集合・ワークショップ1 ・アイスブレイク ・課題の洗い出し・整理 ・解決策の検討
11:30～13:00	昼食・移動
13:00～14:30	フィールドワーク ・企業や団体等の取組を見学 ・関係者へインタビュー ・体験活動
14:30～15:30	ワークショップ2 ・フィールドワークの振り返り ・解決策の検討 ・検討結果のまとめ・講評
15:30～16:00	移動・解散

スケジュールの例②

9:00～10:00	集合、移動・アイスブレイク
10:00～11:30	フィールドワーク1 ・企業や団体等の取組を見学 ・関係者へインタビュー ・体験活動
11:30～13:00	昼食・移動
13:00～14:30	フィールドワーク2 ・企業や団体等の取組を見学 ・関係者へインタビュー ・体験活動
14:30～16:00	ワークショップ ・フィールドワークの振り返り ・課題の整理、解決策の検討 ・検討結果のまとめ・講評
16:00～17:00	移動・解散

(2) ワークショップ等の事前準備

ア ワークショップ等の日程調整

各回の開催日程については、甲と協議した上で決定すること。

イ 会場の確保

ウ 参加者のグループ分け

ワークショップ等はグループ単位で実施することとし、参加者の属性（年齢や性別、出身校、興味・関心等）を考慮し、グループ分けを行うこと。

エ ファシリテーターの確保

参加者から率直な意見を引き出し、ワークショップ等を効果的に実施するため、ファシリテーターを各グループに1名配置すること。ファシリテーターには、こども・若者の育成支援に十分な経験を有する者を選定すること。

オ フィールドワークの訪問先との事前調整

カ 甲との事前打ち合わせ

(3) 参加者の募集

ア 参加者の募集方法の企画

広報媒体はA4チラシとSNSを基本とし、デザイン・キャッチコピー等について企画し、効果的な募集方法を提案すること。

イ 参加者の募集の実施

参加者の募集に当たっては、乙の有するネットワークやSNS等を活用した広報を行い、4（4）に定める定員を集めること。

ウ 参加へのインセンティブ

多くの参加者を確保するとともに、可能な限り全日程に参加し、特に発表会には必ず出席するように促すため、発表会に参加した者に3,000円分相当の図書カード等を贈呈し、さらに全日程に参加した者には追加で7,000円分相当の図書カード等を贈呈すること。

(4) ワークショップ等の運営

ア 全体の進行管理・司会

イ フィールドワークの実施

ウ ワークショップの実施

グループごとにアイスブレイクを実施するなど、参加者全員がワークショップ等に取り組みやすい環境作りに努めること。

また、地域課題及び解決策の検討に当たっては、「地域課題の解決には、行政だけではなく、企業や団体、住民など様々な要素が関わっていること」にも留意すること。

なお、各グループのファシリテーターは、参加者の率直な意見を引き出すことができるように努めること。

エ 昼食

昼食は、地域理解の一環として、可能な限りフィールドワーク先の地域の特色や資源等を活かしたものを提供するものとし、費用は委託料に含めること。

オ 各グループで検討した地域課題及び解決策の検討結果の共有・講評

カ 発表資料の作成

意見発表会で使用する資料をグループごとに作成させることとし、各ワークショップや発表会前に資料をまとめる時間を設けること。なお、各グループの資料作成の進捗に応じて、開催日以外でも必要な支援を行うこと。

キ 欠席者への対応

参加者が欠席した場合は、次回までに欠席した回の記録を欠席者へ共有するなど、参加者が継続して出席しやすいよう配慮すること。

(5) 意見発表会

開催方法は、対面による開催を基本とするが、遠方のため来場困難な場合などはWeb 会議サービスの併用を検討するものとし、必要な機材は乙が用意すること。なお、会場賃借料等の運営に要する費用は委託料に含めること。

(6) 参加者へのアンケートの実施

事業効果の把握や次年度以降の事業の参考とするため、参加者を対象とするアンケート調査を実施し、結果の取りまとめを行うこと。

(7) 事業報告書の作成

ワークショップ等の経過や課題、改善点等を総括し、事業報告書を作成すること。

6 業務実施上の留意事項

ワークショップの実施に当たっては、こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～（令和6年3月）」を参照すること。

7 事業実施体制

乙は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。また、本業務の総括責任者には、こども・若者を取り巻く社会課題に精通し、こども・若者の育成支援に十分な経験を有する者を定めることとし、甲との協議や打合せに参加させること。

8 提出書類

(1) 契約締結後に提出する書類

- ア 着手届（第1号様式）
- イ 総括責任者及び業務実施体制届（第2号様式）
- ウ 工程表

(2) 業務完了後に提出する書類

- ア 完了届（第3号様式）
- イ 成果品（事業報告書・アンケート調査結果）

9 その他

- (1) ワークショップにおいて配布する資料等において、本業務が国内外からの寄附金を原資としていることを参加者に知らせる文言を、次の例文を参考に、可能な範囲で記載すること。

(例文)

この事業は、国内外からお寄せいただいた寄附金をもとに造成された「福島県東日本大震災子ども支援基金」により実施しています。

- (2) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について、疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ定めることとする。